次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく
一般事業主行動計画

広島県信用組合

当組合は、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の充実を行うための行動計画を策定いたしまた。

１．一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員が能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定します。

⑴ 計画期間

令和３年６月１日～令和８年３月３１日までの５年間

⑵ 当組合の課題

① 有給休暇取得率については、全体で平均３０％以上を取得できているが、有給休暇を積極的かつ計画的に取得できるような環境づくりが不十分である。

② 管理職候補である係長職以上役職に占める女性の割合が少ない。

⑶ 内容

目標１：有給取得率を有給休暇付与日数の５０％以上取得する （女性活躍推進・次世代育成支援対策）

＜対策＞　令和３年６月～

■ 社内通達により、有給休暇を取得しやすい雰囲気づくりの向上を啓蒙する。

■ 連続休暇制度の他、新たな休暇制度を検討し、有給休暇取得推進に努める。

目標２：係長職以上役職に占める女性比率を４５％以上にする （女性活躍推進）

＜対策＞　令和３年６月～

■ 女性リーダーの育成を目的としたキャリアプランに基づき、教育研修を実施する。

■ 女性がやりがいを持って役席を目指し、長く就業継続できる環境を整備する。

２．次世代育成支援推進・女性の活躍状況に関する情報公表
（令和６年４月１日現在）

(1) 行動計画目標

①	有給休暇取得率を有給休暇付与日数の５０％以上取得する	４４．２％
②	係長職以上役職に占める女性比率を４５％以上にする	４３．３％

(2) 男女の賃金の差異について

区分	男女の賃金の差異 （男性の賃金に対する女性の賃金の割合）
全職員	７７．２％
正職員（出向者を含む）	７４．２％
正職員以外	７５．７％

※ 対象期間：2023 年度（2023 年 4 月～2024 年 3 月）
※ 賃金：定例給与、時間外手当、賞与等を含み、退職金や通勤手当を除く
※ 正職員以外：嘱託、パート、専門役（定年退職再雇用者）
※ パート職員については、正職員の所定労働時間（1 日 8 時間）で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出

お問い合わせ先

広島県信用組合　人事部
電話番号：０１２０－７４５－５３０（フリーダイヤル）
受付時間：平日 9:00～17:00（除く土・日・祝日、12/31、1/1～3）

ケンシン
広島県信用組合